

「令和8年度交通安全CM放映等業務」委託仕様書

1 業務の目的

CM放映やソーシャルメディア等の広報手段を活用し、県民に対して交通安全を呼びかける取組を実施することにより、本県における交通事故防止を推進する。

2 業務の名称

交通安全CM放映等業務

3 委託期間

契約の日から令和9年3月15日（月）まで

4 委託業務の内容

(1) テレビCMの放映

ア 平成30年度に宮崎県警察本部において作成した横断歩行者に関するCM（15秒）を放映する。

① 放映期間

- ・令和8年9月21日（月）から9月30日（水）
- ・令和8年12月1日（火）から12月10日（木）

② 放映時間帯及び放映本数

より多くの年代の方が視聴する効果的な時間帯を中心に計45本以上

イ 令和4年度に生活・協働・男女参画課において作成した自転車ヘルメットの着用を推進するためのCM（15秒）を放映する。

① 放映期間

- ・令和8年9月21日（月）から9月30日（水）
- ・令和8年12月1日（火）から12月10日（木）

② 放映時間帯及び放映本数

中学生・高校生が多く視聴する効果的な時間帯を中心に計45本以上

(2) 啓発グッズ作成

交通安全に関する啓発グッズを作成する。

内容は、自転車ヘルメット着用、自転車安全利用等を呼びかけるものとする。

(3) SNS 広報

Instagram, Facebook 等の SNS を活用した啓発を行う。

ア 内容

- ・自転車ヘルメットの着用を呼びかけるもの

- ・外国人むけに自転車の安全利用を呼びかけるもの

イ 広報期間

- ・令和8年9月21日（月）から9月30日（水）
- ・令和8年12月1日（火）から12月10日（木）

(4)交通安全イベントの企画及び運営

自転車の安全利用に関するイベントの企画及び運営を行う。

ア 実施日

県と協議の上、決定する。

イ 実施回数

1回以上

ウ 会場

県と協議の上、決定する。

エ 特記事項

- ・スケアード・ストレイトを実施すること（晴天時のみ）。
- ・自転車ヘルメットの試着会を実施すること。
- ・広く県民へ交通安全を呼びかけるため、集客を見込むことのできる催しを企画すること。
- ・イベント当日の運営は主として受託業者が行うものとし、必要な人員を配置すること。
- ・イベントに必要な物品は、受託業者が準備すること。
- ・司会にはアナウンサー等技術を有する者を起用すること。

(5)高齢歩行者の事故防止

ア 事業概要

高齢歩行者が当事者となる交通事故を削減するため、高齢者本人及びその家族に対し、効果的な啓発活動を実施し、安全意識を向上させることを目的とする。

イ 業務内容

- ① ポスターのデザイン・製作
- ② 新聞広告のデザイン・掲載

5 注意事項

- (1)成果物に係る権利の一切は、県に帰属する。
- (2)成果物に係る動画・画像等については、当課が指定する様式で電子データを提出すること。
- (3)業務遂行に当たっては、当課より提供する別紙「ひなたの交通安全」ロゴを使用するものとし、当課と十分な連携をとること。

(別紙)

